

第9回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第9回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成21年4月21日（火）10：00～12：17

会場：三田共用会議所 第4特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 食料関係事項の整理
3. 意見交換①
4. 「農政改革の検討方向」（平成21年4月17日 農政改革関係閣僚会合決定）の報告
5. 意見交換②
6. 閉 会

午前10時00分 開会

○鈴木部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会の第9回企画部会を開催いたします。

皆様、本日はご多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、櫻井委員、深川委員、森野委員、吉川委員が所用によりまして、欠席されております。出席委員は私を含めまして10名ということでございます。

なお、本日の企画部会は公開されておりました、一般公募や報道関係の傍聴の方々が40名ほどお見えでございます。本日の会議は12時を目途として考えております。よろしくお願ひ申し上げます。ここで、カメラの方は退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○鈴木部会長 それでは、議事を進めて参りたいと思います。

前回までの議論としまして、現行基本計画の進捗状況の検証を行って参りましたが、今回からは食料・農業・農村の各事項について議論を深めたいと考えております。

まず本日は、食料関係事項を整理した資料を用意していただいております。まずは事務局の方からその資料を説明していただきまして、それを踏まえまして委員の皆様方にご議論いただきたいと思ひます。

では、まず政策課長の方から願ひします。

○政策課長 3月末に政策課長に着任しました末松でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料1「食料の安定供給の確保に関する施策の整理」、この資料に沿ってご説明いたしたいと思ひます。

目次がありまして、3ページ目をあけていただけますでしょうか。

まず1つ目の課題、食の安全と消費者の信頼確保でございます。そこに書いてございますように、安全な食品を消費者に供給するためには、食品衛生法に基づく規制を的確に行うことに加えて、農場から食卓にわたるフードチェーンにおいて安全性の向上のための取組を実施することが必要でございます。食品の安全性の向上のための取組については、「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、農場から食卓にわたるリスク管理を着実に実施することが重要でございます。

下に、フードチェーンの各段階においてどのような施策が講じられるかというのを図示

してみました。また、右側には食品安全に係るリスク管理の枠組みということで、初期作業、リスク管理措置の策定、③でリスク管理措置の実施、リスク管理の再検討というようなことで、こういう手順で進んでいくということを図示してみました。リスク管理の事例として、麦類のかび毒などについてはおのおのの段階でこのようなことがあるということでございます。

4 ページ目でございます。今度は同じ信頼確保の工程管理等についてでございます。

農場から食卓にわたる安全性向上の取組を推進するため、農業生産や食品産業における工程管理、これはさらなる取組の拡大を進めていかななくてはならないということでございます。特に、GAPにつきましては、生産者、流通業者の他、都道府県などがそれぞれの目的に応じた独自のGAPを策定してきたことから、現在多様なGAPが存在しております。これが、農業者等の負担になっていることも踏まえて、各GAPに共通して求められる取組の整理・標準化、GAPの指導者の育成、よりきめ細かい工程管理の導入に対する支援、こういうことを通じまして、GAPの取組の更なる拡大、消費者、実需者ニーズを踏まえた取組内容の向上を図ることが必要でございます。

GAP点検項目の例ということで、真ん中に施設野菜のGAPの抜粋を書いてございます。準備段階、育苗段階、栽培管理、収穫・調製、こういう段階において汎用性の高い項目に絞った基礎的なGAPを項目として出しているということでございます。

その下には、推進されているGAPの事例、右側には栃木県版のGAPということで、いちごの事例を書いてございます。

ページをめくっていただきまして、5 ページ、食品表示などについてでございます。

消費者への食品の情報提供を充実していくことは、消費者の商品選択に資するのみならず、消費者と食品事業者との良好な信頼関係を築く基礎となるものでございます。このため、加工食品の原料、原産地情報の表示について更なる検討を進めるとともに、通販やネット販売などの販売方法の多様化、原料調達グローバル化などに対応し、容器包装への表示に限らず多様な手段により、より充実した情報にアクセスできる仕組みの構築について検討する必要がございます。

また、食品に関する事故の発生時に発生箇所の特定制や迅速な回収の基礎となるトレーサビリティの確立については、入出荷記録の作成、保存マニュアルの作成や、品目・業態に合致した取組方策の検討などにより、農業者、中小企業者も実施可能となる環境づくりを進める必要があるということでございます。

左下にございますのは、食品の産地情報提供の多様化のイメージでございます。縦に書いてありますように、容器・包装への表示だけではなくて、多様な情報提供媒体の活用が考えられます。また、物としては生産食品、加工食品、いろいろなものがある中で、何についてどのような情報提供の仕方をするかということを検討していかなくてはならないという模式図が書いてございます。右側は、食品のトレーサビリティについての図でございます。

次に6ページでございます。望ましい食生活の姿とそれを支える食と農の連携ということで、食育についてでございます。食育については、食育基本法に基づく食育推進基本計画に沿って、関係府省の連携の下に施策を推進しております。こうした施策を通じて、学校、保健所、JA、自治体など、関係者との連携によって国民・消費者の食と農に関する理解を促進するという取組が展開されております。今後、これらの取組の状況を踏まえ、食と農の現状や魅力について一層の理解を得るために、地域に密着した自発的な食育活動への支援等の施策を強化する必要があるということでございます。

左側に表がございしますが、これは食育基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値ということでございます。食育の基本計画策定の時に比べて、現状についてはおのおの数值が向上しているわけでございますが、目標値になるにはまだ努力が必要だという状況が分かるかと思えます。

また、右側には、食に関する知識の普及の具体的な取組事例ということで、最近いろいろな取組が進んでおります。Jリーグのユースチームの取組が書いてございます。また、各地域地域における企業においても、いろいろな形での食育がなされております。愛知の食育サポート企業団の事例が右下に書いてございます。

ページをめくっていただきまして、7ページ、日本型食生活でございます。米を中心とする日本型食生活の推進は、国民の健康維持だけでなく、消費の改善を通じた食料自給率の向上にも寄与するものでございます。食事バランスガイドについては、認知度は高まっておりますが、依然として実践度が低いというのが現状であります。今後は、食事バランスガイドを踏まえた食生活が、健康はもとより食料自給率の向上に結び付くなど、意義を明確化して推進していくことが必要ではないかと考えております。

下にグラフがありますが、PFCバランスの推移でございます。昭和40年の頃は炭水化物が多かったのが、昭和55年を経て平成19年には若干、畜産物、油脂類の増加ということで、一般的にバランスがいいと言われていた昭和55年の頃の食生活に比べて、日本におい

ても畜産物・油脂類の消費が増えているということが見てとれます。

この影響として、肥満者の割合の増加ということが下のグラフに表れております。どのような体型がその人にとって一番いいかというのは、個々人でそれぞれでございますが、社会全体として見た場合、徐々に、BMI 25以上の方の比率が高まっているということは、食生活などいろいろなことに健康上の問題があるのではないかと考えてございます。また、その原因としての食生活も大きなウェートを占めていると考えられることとございます。

食事バランスガイドの実践度と認知度が右側に書いてございます。認知度はどんどん高まっているのに対して、実践度があまり高まっていないということが見て取れるかと思えます。また、米飯学校給食については、週3回の目標を達成し、その後3月31日に文部科学省では学校における米飯給食の推進ということで、大都市等実施回数が週3回未満の地域・学校は、引き続き週3回程度への増加を図ると。既に週3回以上の地域・学校は、週4回程度の新たな目標を設定し増加を図ることについて、各都道府県知事、各都道府県教育委員会等に対して通知をしているということとございます。

次に8ページ、地産地消でございます。地産地消については、農産物直売所の整備が進み、全国で1万3,000カ所以上に達しているという状況でございます。消費者の直売所等に対するニーズは依然として高く、生産側も地場農産物の品目や数量の拡大、直売所間の連携による品揃えの充実の他、都市部の需要に応える量販店でのインショップの展開など、新しい動きが出ていると、このような取組を進めていく必要があると考えております。

また、企業等の社員食堂、学校給食などで、地場農産物を積極的に利用する取組が増加しております。今後とも、地域の生産者と給食関係者等で連携体制を作るとともに、あらかじめ決まった量を安定的に納入するなど、地場農産物の安定供給体制の構築を進め、地域農業の活性化につながる取組を展開する必要があるということとございます。

右側には、地産地消の取組でいくつか書いてございます。昨年5月20日に日本経団連の提言で、工場等の社員食堂等における地場農産物の積極的活用については、会員企業に対し広く同様の取組を自主的に進められるよう働きかけていく予定であるということで、会員企業に対して協力依頼を通知していただいております。下にあるのが、その事例としてのキヤノンの社員食堂における取組であります。キヤノンでは、全国各地の事業所の社員食堂において、地場産の食材の積極的な利用を推進し、東京都大田区の本社では、神奈川県三浦産の野菜の他、千葉県や茨城県産の農産物を社員食堂で提供するというような取組

を進めているということでございます。

ページをめくっていただきまして、9ページ、食品産業でございます。

食品製造・流通・外食から成る食品産業は、食料の安定供給や地域経済の活性化において重要な役割を果たすとともに、高い技術力や品質管理能力を有しており、国際的にも我が国の食品の魅力を高める源泉となっております。一方、消費者にとって食品産業は、店舗で食品を購入したり飲食する際の相手側となることから、法令の遵守、適切な表示、情報提供など、消費者の信頼を得た上で、産業としての健全な発展を図る必要があります。また、流通の効率化については、卸売市場の再編整備、物流の効率化、消費者ニーズに対応した多様な流通チャネルの形成を推進していますが、これまでの施策の効果を踏まえ、それらを一層進めるために具体的な改善方策を明らかにする必要があります。

そこに最終商品に至る食品の流れがございますが、最初、国内生産12兆1,290億円、生鮮品の輸入3兆2,100億円というところから始まりまして、大きな経済規模になっているということでございます。右の下には、流通の効率化に向けた取組と課題を書いております。

次に10ページを見ていただけますでしょうか。望ましい食生活の姿とそれを支える食と農の連携ということで、食品ロスのお話でございます。

我が国では、年間約1,900万トンの食品廃棄物が排出されております。このうち、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスは、500万トンから900万トンと推計されております。こういう食品ロスの削減というのは、今後も大きな課題だということでもあります。

左下にあるのは食品廃棄物等の発生の流れでございます。また、右側にはいわゆる食品リサイクルの実施率を書いております。食品リサイクル法を制定して大分たちましたが、平成13年の実施率から比べますと、非常にリサイクルは進んでいるということが見てとれます。しかし、まだまだ無駄、食品ロスの削減ということの余地はあるし、進めていかなくてはならないと考えられます。

ページをめくっていただきまして、11ページでございます。次は、農業と食品産業等の連携でございます。

農業と商工業がそれぞれの経営資源やノウハウを持ち寄り、創意工夫により新たな市場の創出、地域産業の活性化、雇用の拡大につなげる農商工連携の動きが本格化しております。また、食品産業については、流通・外食産業事業者を中心として、農業に参入する事

例も見られるところであり、消費者と直接かかわる立場にある農業の担い手としての役割も期待されております。このような流れというのは、今後も促進していかなくてはならないことでもあります。

「農商工連携」による新規事業の展開支援のイメージ図が書いてございます。また、下のところには、食品産業の農業参入の事例ということで、2つ取り上げております。

次に、12ページでございます。消費者との新たな連携という形で、大きな動きというよりも、新たなこういう動きがあるということでご紹介するものでございます。地域においては、消費者が農業経営に参画するなど、様々な方法で生産者等と連携して地場の農業生産を支える新たな取組も見られるところであり、今後、こうした農と消の連携に対する施策の在り方についても、整理する必要があるのではないかと考えております。

いくつかの形がございますが、消費者が経営リスクの一部を負担する形で農業経営に関与している例で、生産者がファンドにより消費者から資金を募集しているという、石川県のぶった農産の例を書いてございます。それから、右側は、消費者が不作時に産品を買い支え生産者の経営を応援するというところで、ふくしま大豆の会の例を取り上げております。

下にありますのは、消費者が農業経営の意思決定に参画している例で、翌期の生産計画を生産者と消費者が協議して決定するという愛媛有機農産生活共同組合の例を示しております。また、消費者が農業生産活動の一部を担っている例ということで、消費者が市民農園を通じて耕作放棄地の復活に寄与するというところで、京都市のマイファームの事例を取り上げて記載しております。

次に13ページ、自給率向上の国民運動の展開でございます。昨年度から食料自給率向上に向けて、「フード・アクション・ニッポン」という運動を展開しておりますが、この国民運動の趣旨に賛同する企業、団体等を推進パートナーとし、また著名人等を応援団とし、これらの者が国産農産物を活用した商品開発、国産農産物の利用を促進する情報発信、そのような取組を進めていまして、その取組の状況については下に書いてあるとおりでございます。

右側にありますように、多様な媒体による情報発信ですとか企業による様々な取組、それから今、国産の食料品等へのポイントを付与する取組について、実験的にやってみたところがございます。

次のページに、参考で食料自給率をめぐる議論について書いてございます。現行基本計画では食料自給率というのが、ここに書いてあるように位置付けられておりますが、最近、

食料自給率をめぐるについては、いろいろな議論がされております。消費の面でどういう議論があるかということもございしますが、また、供給面での議論を踏まえて、生産の議論を踏まえて、もう一度検討方向を次回以降整理したいと考えております。

次に16ページまでめくっていただけますでしょうか。

食料の輸入の安定確保ということで、輸入食料の確保に向けた内外の動きについてまとめております。

近年の農産物の国際価格の高騰を契機に、韓国・中国・中東の一部において、自国向けの食料を確保するために、海外の農地を取得して大規模な農業生産を行う動きが見られております。また、我が国の民間企業の中には、新たに海外の農業経営に参入したり、穀物の集荷体制を整備し、食料輸入の安定化に貢献する動きが見られます。このような状況を踏まえて、関係省庁や民間企業との連携を含めて、海外農業投資の促進を含めた輸入食料の安定確保に向けた施策の在り方について検討する必要があります。

左側には、模式図で他国政府や民間企業の外国農地取得の動きが書いてございます。ただ、これはいろいろなNGOとか報道ベースのものをまとめたものでございますので、正確ではない点が若干あるということでございます。右側には、我が国における海外民間投資の具体例が書いてございます。

次に、17ページをお開きいただけますでしょうか。

世界の食料安全保障への貢献でございます。食料の多くを輸入に依存する我が国にとって、世界の食料需給が安定化することは、食料の安定供給の確保につながることから、食料需要の拡大が見込まれる開発途上国に対して、二国間協力や国際機関を通じた協力を行っております。今後、世界並びに我が国の食料需給の安定化の観点から、世界の食料生産を促進し、農業投資を増加させるための国際的な取組を進めるとともに、このような国際協力の活用方策を明らかにする必要があるのではないかと考えております。

左側にありますように、国際協力のスキームとしては、二国間でするもの、それから国際機関を通じてするものがありますし、また、農林水産省も独自での協力というのを進めております。こういうものをこれから活用して、将来にわたる食料の安定供給と世界の食料安全保障の確立というために、我が国としてどういうことができるかを検討していく必要があると考えております。

18ページでございます。不測時の想定と対応でございます。何らかの要因により食料供給が減少する事態に対しては、米、食料用の小麦、食品用の大豆等について備蓄を行うと

ともに、不測時における対応マニュアルを整備しております。今後、食料需給の見通しや食料品の生産・流通構造、新たなリスク等に視野を広げ、不測時への対応方策について検討していく必要があります。

過去に起きた食料供給の混乱の事例ということで、いくつか書いております。大規模な世界的なもの、国内のもの、それから安全性のものということで、食料に関するリスクというのは、いろいろな角度からあるということでございます。これについて適切に対応するため、右側にある食料安全保障マニュアルがあるわけですが、今後さらにきちんとしていく必要があるのではないかとということでもあります。

19ページをめくっていただけますでしょうか。

このような食料の安全保障に関する重要な論点として、肥料の安定確保がでございます。実は農業生産に肥料は不可欠で、その三大栄養素のうちりん酸・加里のほとんどは海外からの輸入に依存しております。また、これらの資源は特定の地域に偏在し輸出国に限られることから、供給が不安定になりやすい構造を持っております。このような中、輸入原料の高騰を背景とした昨年来の国内肥料価格の上昇が、国内の農業経営を圧迫するという実態があります。さらに長期的にも世界の肥料需要は増加するとの見通しもあることから、施肥の効率化や地域の有機資源の有効活用に加え、我が国として将来的な肥料原料の安定確保に向けて戦略的に考えていくことが必要でございます。

ここで見ていただきますように、肥料原料の輸入価格が昨年高騰したことが記憶に新しいところでございます。米生産費においても、肥料費というのは一定の割合を占めております。右側にありますように窒素・りん酸・加里とありますが、その産出国というかは一一定の国に限られていることもあり、このような状況をきちんと認識していくことが必要でございます。

ちょっと雑駁になりましたが、説明を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木部会長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。ただいまご説明いただきました内容につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等をいただいて、ご議論いただきたいと思います。審議の進め方につきましては、おおむね三、四人ぐらいの委員の皆様からご発言いただいた後、必要に応じて事務局の方からまとめてお答えいただくというような形で進めたいと思います。

それでは、どなたからでも結構でございますので、ご意見、ご質問、お願いいたします。
はい、茂木委員、お願いします。

○茂木委員 それではただいまの説明に対しまして、3点ばかり意見をさせていただきます。JA、全中の茂木でございます。

まず資料ナンバー1の9ページ、食品産業。望ましい食生活、それを支える食と農の連携というところでございますが、現状の最終商品たる食品の流れの図を見ますと、農産物生産額は約12兆円ありますが、加工・外食などの最終消費段階では約80兆円となっております。食料関連産業の生産額に占める流通・小売業の占める割合は年々増加をする一方ありますが、農業の占める割合は年々低下をいたしております。とりわけ農業所得に相当する農業純生産は、15年間で半減をしております。農業・農村に元気を取り戻すためには、やはり農業所得をいかに増大させるかが大変な課題であると、私は考えています。

そのためには、我が国の農業政策をしっかりと確立しまして、作物毎の経営所得安定対策や、中山間地支払いのような生産者への直接支払いを一層充実・強化し、その上で生産段階から最終消費の段階までの付加価値を、できるだけ生産現場に近い段階で取り組み所得の増大につなげていくことが大変必要であると思います。

また、生産者段階の原料価格が下がりましたが、小売価格は一向に下がらないというのが実態でございます。流通や小売の段階でどのようなコストがかかっているのか、これをよく把握をしまして適正にすることもまた必要であろうと思います。

それから、資料の16ページ、輸入の安定確保でございます。各国政府や民間企業の中で、海外の農地の取得をする動きが大変あるとのことでございますが、これは移動できない不動産でありまして、各国の国土を形成する農地を先進国が取得することを協調するのではなく、世界の食料需給が構造的に逼迫をし、飢餓人口が増加をしている中で、国内の生産資源を最大限活用して国内生産を拡大していくことを強調すべきであり、これがまさに食料安全保障であると思っています。そのための方策を示していくことも大変重要だと思います。

今後は、世界的な人口増加、バイオ燃料の拡大、食料輸出国による輸出禁止、制限措置などといった現実を踏まえまして、貿易自由化ばかりを推進するのではなく、食料安全保障などの非貿易的関心事項を汎用しまして、世界各国の多様な農業の共存を前提とした、新しい農産物貿易ルールの確立をすることが大変必要であると考えております。

それから、資料の18、19ページでございます、不測時への対応力の強化。この中でござ

いますが、食料自給率が40%である我が国では、米以外の麦や大豆、飼料などの穀物の多くを輸入をしております。また、食肉需要の半分以上は一部の特定国に集中し頼っている現状にあるわけでございます。このような状況の下で、輸入の安定確保として何を、どこからどのような方法で輸入をすべきなのか。食料の安定供給の確保におきまして、何が不足をしているのか、品目別に検証することが必要であろうと思います。また、国産農畜産物の増産と自給率の向上を図るとともに、備蓄等を強化をしまして、不測の事態が生じて、食料を安定的に供給できる仕組みを構築していくことが必要だと考えます。

以上、意見として申し上げます。

○鈴木部会長 はい、どうもありがとうございます。

松本委員、お願いします。

○松本委員 3点ばかり申し上げたいと思います。

1点は、加工食品の原料・原産地表示、これは方向としては強化・充実という道筋にあると思いますけれども、現場からちょっと声を聞いておりまして、生産者がこうした加工のエリアに取り組んでいくといった時に、制度上、賞味期限とか消費期限とか、こういう仕組みをクリアしなければいけないということなんですけど、得てして、これまで農林水産省といいますか、農政の枠内でいろいろと取り組んできたという経過もありまして、こういう世界、新しい世界が増えていたということがあります。

地元で、さあどこへ相談に行ったらいいとか、いろいろ戸惑うという場面もあるようでありまして、消費者との問題もありますけれども、今後こういう厚労省所管の、クリアをしなければいけない、制度的枠組みとかこういうものがあるわけでありまして、農林省としても現場が取り組みやすい、そういう観点から省庁間との連携施策としてこの枠組みを作っていくことが必要ではないかとお願いしたいと思います。

それから2つ目は、この食料安全保障の件でマニュアルというのが、実は私も恥ずかしいことなんですけど、平成14年にこういう国がマニュアルを作成しておられたということは、はなはだ承知しなかったということでもあります。多分かなりの国民の方が、推測でありますけれども、こういうものがあるとは存じておらないという状況ではなからうかと思いません。

昨年来の穀物の高騰という事態で右往左往したわけでありまして、そういう時に、国としてのこういう策定されたマニュアルがどういう段階でどういように動いたとか、そういうことは皆目分からない状況にあるわけでありまして、是非せつかく作ったこうい

うものが、きちんと日常的に国民の中に周知され、それが次のステップに貢献する体制をひとつ配慮願いたいと思います。反省点じゃなく、ちょっと苦言になりますけれども、そういうことで。

それから3つ目ですけれども、巷間、自給率の考え方について、改めてもう一度、いろいろと切り口なりを検証してみる必要があるのではないかというご指摘を、政府から今般出されたわけですね。それはそれで考え方としていいと思うんでありますけれども、しからば、諸外国で国際的に自給率という考え方はどのように国家として整理なさっておられるのか。

日本はカロリーとか生産額とか穀物とかいろいろあるわけでありましてけれども、世界としてはどういう共通標準といいますか、これには例えば、既にもう生産したのが、いわゆる日本流の自給率が大変高くなっている国では、また別の考え方でその国では考えておられるのかも分かりませんし、この開発途上国の大変食料が窮乏しているというそういう国では、また別の考えがあるんでありましようけれども、そういう中で、世界共通的な、これからいろいろな国際的な枠組みの、いろいろな協議をしなければいけないという場面が出てくる中であって、共通ベースとしての自給率がどのような状況なのか、これを教えてもらいたいということでありまして。

以上、3つであります。

○鈴木部会長 はい、どうもありがとうございます。

荒蒔委員、お願いします。

○荒蒔委員 全体的な感想なんですけど、ここ数年、非常に食の質、特に安全性ということと、それから量的なことに対する国民全体の関心というのは非常に高まっています、それにこたえる形でこれだけいろいろな発信、あるいは方策というのが出されていると、大変いいことだと思います。ただ、やっぱり、これが一時的なムーブメントにならないように、やはり本当にこれは真剣に、国民一人一人の問題として考えていくべきだという、そういう議論というかそういう観念、考え方を根付かせていく必要があるのではないかと。

もちろん、いろいろな媒体による情報発信は、先ほどのフードアクションみたいなものもありますけれども、やっぱり農水省さんとしても、いわゆる多様なマスコミに対する定期的な発信というのを積極的にやるということが一つと、それから大臣含めて、皆様の国民との対話という機会をもっともっと増やしていくということが大事なのではないかと思っております。

いろいろな点で、そういうことを考えてスタートを切っているということなので、それを国民の中にしっかり根付かせていくということが非常に大事だというのが全体的な感想です。

それから、食の中で、これは農水省さんとしては日本がかつて非常に重要視していた水産資源に対する状況、今の食生活の中で水産物に対する依存度とか期待度とかはどういうふうになっているのか、あるいはそれをどういうふうにしていくべきかということは、どこかにもう少しあってもいいのかなという印象を受けております。

以上2つのことについて、感想を含めて申し上げました。

○鈴木部会長 はい、どうもありがとうございます。

平田委員、お願いします。

○平田委員 最近の農政の政策といいますか、それが水田のフル活用だとか担い手の育成、先般、農の雇用で非常に大胆な政策を打ち出されましたけれども、それとか米の消費の拡大とか、いろいろな方策を講じておられます。そこで、消費者というのは非常に好感を持って受けているのではないかなと思っております。ただ、こんなことは本当に些細なことなんですけれども、もっと将来を見据えた基本的な農政というのが求められているのではないかなと思います。

最近、外的要因で燃料が安くなったとか、食料が下がったとかという、そういった場当たり的なことに一喜一憂するのではなくて、しっかりと基本計画というか、それに基づいたアクションプログラムというか、そういうものを作って進んでいくべきではないかなと。

例えば、非常に大胆ですけれども、ヨーロッパ並みに自給率を七、八十%まで高めるといったこと。ただ、自給率だけではやっていけませんので、先ほどからご質疑にございましたように、自給力をどう持っていくのかということについても、当然考えていかなければいけないわけですから、もっと国民的なコンセンサスがない限りはこういうことはできないわけですから、そういったことを是非やって欲しいという気がします。

生産者はもちろんですけれども、消費者も今の政策には非常に大きな不安を持っていると思います。これは、今回の第4回の国民からのご意見を読みましても、その中に如実に表れているというように思います。国民も、最近の輸出禁止だとか、温暖化だとか異常気象の問題だとか水不足とか、世界の人口増加だとか開発途上国の経済復興だとか、そういうことで、多分、将来的に安定した食料を輸入することは難しいだろうなというこ

とは感じていらっしゃると思います。そういうことも配慮しながら、これからの農政をやっていかなければいけない。そのためには、先ほどから言っていますように、フードアクションで非常にやってはいらっしゃいますけれども、マスコミを含めて、もっと明確なメッセージを発生する必要があるのではないかと思います。

そういった中で、非常に大胆な発想ですけれども、いわゆる農業所得に占める所得保障、そういったものが、ある報道によりますと、日本の場合15.6%、米国の場合が26.4%、フランスの場合が90.2%ということで、輸入しろ輸入しろと言っているアメリカでさえ、やっぱり日本以上の保障をしているということから見ても、当然日本のこれだけ脆弱な耕地を持った国ですから、そういった保障がなくては当然やっていけない。だけど、それは国民的なコンセンサスがないと、当然できないことでもあります。ただ、それは私はできると思うんですね。

例えば今、期間的農業者が220万人いらっしゃいます。それに、仮に100万円、1人当たり保障したとすると、2兆2,000億ですね。それは80兆の食料費から見れば、2.75%というわずかな金額にしかなりません。いわゆる、消費税の半分くらいの金額しかないわけですね。そういったような施策を明確に出して、国民が今よりも安全で安くて安心して食料が自給できるということになれば、それは本当に消費者の人も納得できる数字ではないかなと思います。

日本の中山間地を含む農地というのは、今まで先祖が血と汗で築いた世界のピラミッドとか万里の長城に匹敵する世界的な遺産だと思います。この遺産を、我々の時代でなくするのではなくて、やはり将来の子供たちのために、我々は継承していかなければいけない、私は義務があると思うんですね。我々はここでそういったものを失うのではなくて、この政策の中にはっきりと位置付けて、世界的に日本国はすばらしい国だという、品格を持った国であるということを示していく必要があるのではないかと思います。

そういう中でGAPの問題、安心・安全の問題がございます。その点について、我々も非常に今苦勞はしていますけれども、技術的に研究が非常に遅れていると思います。それは、将来的にはやっていかなければいけないことですから、もっと研究を進めて、耐病性品種の育成だとか多種品種の育成だとかいろいろございますけれども、そういったことをやっていく必要があるのではないかなと思います。

それと食と農の連携の中で、食育が非常に大切であるということで、今、学校でもいろいろとやっていただいておりますが、消費者の方も最近見てみますと、自家菜園だとかベ

ランダで野菜を作るだとか、そういった方が非常に増えているように思います。そういった広く生産に親しむという面も広めていくことによって、我々農業の大切さ、難しさを理解していただけるのではないかと思います。

それから最後ですけれども、廃棄する食品があるということですが、これは先般も中国へ行って食事をしていましたら、こういうケースを持ってきて、これに余ったものを持って帰ってくださいと、外国ではドギーバッグというらしいのですが、そういったやはり無駄にしないということ。何か最近、衛生面で絶対持って帰ってはいけないというようないろいろながありますけれども、自己責任でそういったものを無駄にしないというようなことも、将来進めていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○鈴木部会長 はい、どうもありがとうございました。

それでは取りあえず、ここで一度一区切りさせていただいて、様々な角度から重要な論点をご提示いただいたと思いますが、それでは事務局の方から少し質問に対する回答も含めて、コメントいただきたいと思います。

まず、食料自給率、食料安保、フードアクション等につきまして、政策課長からお願いいたします。

○政策課長 まず、先ほどマニュアルの話がございましたけれども、不測時の食料安全保障についてということで、食料安全保障のマニュアルを作ってこのようなパンフレットで一応周知はしているところでございます。ただ、今の状況ですが、去年の世界的に穀物が高騰した場合でも、この不測時の食料安全保障マニュアルに言うレベルゼロにもなっていないということございまして、もうちょっと食料の混乱が起きてから動く、そういう性格のものとして策定されているということでございます。こういうものの位置付けについて、今後どうしていくかというのも検討していかなくてはならないと思っております。

それから、世界各国における食料自給率のことでございますが、例えば中国では食料、穀物に豆とか芋を加えたものの自給率を公表している。それから韓国ではカロリーベース、それからスイス、ノルウェーでもカロリーベースの自給率を公表しているとか、英国では金額ベースの自給率を公表しているというような例がございます。総じて見ますと、いわゆる我々が計算して自給率が100%を超えている国は、殊さら数字を出すことなく、例えばブッシュ大統領とかが演説で言うように、自らの国で食料を全部賄えることが非常に大切であるというようなことを言って、こういう状況が損なわれてはいけないというような

言い方をされておりました、数字ベースでの比較ということにはあまりご関心がないというのが一般だと思います。

一方、100%でない国々については、いろいろな表現の仕方でどうしていくかということについての議論がされています。また、食料の自給率については、カロリーベースとか金額ベースとか、いろいろございます。今、日本ではカロリーベースの食料自給率と、生産額ベースの食料自給率というのを公表しているわけですが、もともとカロリーベースの食料自給率については、世界の食料自給の状況を国際比較するためのツールを作ったかどうかということで、日本の研究者がそもそも同じ土俵で数値に表さないと、世界各国の比較ができないだろうという目的を持って検討して作ったというような経緯がございます。そういうものでございまして、もともと世界の、例えばいろいろな機関でこれを採用して公表するというような位置付けにはなっておりません。食料自給率の各国の制度については以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、水産に関連するご指摘もありましたので、水産庁からお願いします。

○水産庁 水産の関係でございますけれども、我が国の200海里水域は、世界で第6位、広大な面積を持っているわけでございます。また、北西大西洋というのは非常に優良な漁場ということでございまして、カロリー自給率で見ますと5%程度の寄与度でございますけれども、伝統的に我が国の食生活におきましては非常に重要な要素を構成していたと考えています。資源管理をきちんと行っていけば、我が国の食生活を豊かにしていく上で、重要な役割を果たしていけると考えているわけでございます。

また、消費の面で、最近魚離れといった現象が少し出てきております。若い世代を中心に、特に若い奥様方が魚のさばき方をご存じないとか、女性の社会進出の中で、次第に魚の調理時間、食事全体ですけれども、調理時間に割ける時間が限られてきているという中で、魚の消費が落ちているといった状況もございます。そういう中で、先ほどもございました食育ですとかまた学校給食の中で、私ども魚食の普及と呼んでおりますけれども、魚の普及といったようなものを、これからも力を入れてやっていきたいと考えているところでございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、次に加工食品の表示の問題あるいは食育などの点について、消費・安全局からお願いいたしたいと思います。

○消費・安全局 消費・安全局の審議官の梅田でございます。先ほど、松本委員からご指摘いただきました消費期限等の相談ということでございます。

我々のところでは、農政局農政事務所、また地域課、消費・安全部門の方でこれを担当しております。今のところどちらかと言うと不正表示の摘発ということで脚光を浴びておりますけれども、本当に重要なのは実はきちんとした表示をしていただくという、そういう行政をきちんとやっていかなければならないこと、これはご指摘のとおりでございます。

ご意見にございましたように、食品衛生法とこのJAS法という2つの観点からの縛りがございまして、それに対する指導を省庁間と連携してやらなければいけないということで、一つございますのが、我々の方の農政事務所、地域課、全国で百幾つぐらいのレベルです。厚生省の保健所のが五百幾つございまして、ばらばらで、実は我々の事務所の方で連携している保健所と、連携していない保健所があるのは事実でございます。これは実際、地方局の現場の方では、連携していない保健所との連携をこれからどう進めていくかということ、今我々も重要な問題だと考えております。これはもう本当にご指摘のとおりでございます。我々の地方局への会議でも、このご意見のことは徹底させていきたいと思っておりますので、どうもありがとうございます。

以上です。

○鈴木部会長 はい、ありがとうございます。

それでは、流通コストの問題あるいは食品廃棄等の問題につきまして、総合食料局からお願いいたします。

○総合食料局 総合食料局次長の平尾でございます。茂木委員から流通コストをしっかりと調べて、そのコスト削減、あるいは流通の効率化を進めるべきではないかというご指摘がございました。

これはご指摘のように、農産物の価格と消費者の小売価格との関係を、私ども統計部でも調べておりますし、私どももヒアリング等で調べているわけでございます。その中で、俗に言われますのは、例えば生鮮食料品で見ますと、小売価格に占める生産者の手取り価格が多くても4割から5割、少ない場合は2割から1割にも満たない場合もあります。ここは、農協の集荷コストとか、あるいは卸売市場の手数料、さらには仲卸の手数料、小売の手数利用と、いろいろなものがかかったり、あるいは物流コストがかかるわけでございますけれども、私どもはこの卸売市場を通した流通と、併せてこの今日の報告書の中

にもありましたけれども、直接販売とかあるいは小売店への直接取引というものも、多様な形で流通が競争し合って効率化を図らなければならないと思っています。

それから、当然このコスト削減というのは、それに合わせまして、いろいろな物流のコスト削減ということも技術的な問題がありますので、そういったことも支援しなければいけないと思っていまして、ITを使った取引の効率化、あるいはここにもありますけれども、通い容器の促進というものも今後図っていかなければならないと思っています。いずれにしても、今後この流通コストの削減あるいは流通の効率化の推進というのは課題でございますので、私どもはまた検討会を設けて、この点については引き続き勉強をして改革に取り組みたいと思っております。

それから、次に平田委員からご指摘がありました、食品ロスの削減でございます。今日の資料にありますように、トータルで1,900万トン程度の食品ロスと言われるものがあるわけでございますけれども、その中には、十分まだ食べられるものが900万トンぐらいはあると私ども推計をしております。

これは、生産者、あるいは流通業者、ご指摘がありました外食、あるいは消費者の方々、それぞれの段階で出ておりますので、それぞれの方々が今までの商取引、あるいは食生活というのを見直していただくということが重要だと私ども思っておりまして、昨年、この研究会を開催しまして、年末に取りまとめをいただきました。今年はその報告に基づきまして、各段階の方々がどんな課題があるのかということをごきちんとして見据えていただいて、それぞれで取り組んでいただく運動をしていこうと思っております。

その中で、先ほどご指摘ありました外食でのドギーバッグの普及についても、委員ご指摘のあったように、自己責任というのが非常に重要でございます。そういう意味では、消費者の方々も持って帰られて、ほうっておいて腐食してしまうというふうなことはまずいわけですから、当然なま物でございますから、一定期間にちゃんと責任を持って食べていただくような普及もいたしまして、この取組を拡大したいと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 はい、ありがとうございます。それではGAPなどの関係につきましては、生産局の方からお願いします。

○生産局 生産局でございます。GAPについてのご指摘がございました。

GAPにつきましては、食品の安全、それから消費者の信頼の確保という観点から、農業生産工程を管理するということで、GAPにつきまして推進をしているところでござい

ます。先ほど資料の中にもございましたように、様々なGAPがある中で、農林水産省としては最も入門編の基礎GAPというようなものを作りまして、その導入を進めているという状況でございます。

GAP全体の目標といたしましては、平成23年度までに生産地において、主要な品目の主要な産地において、GAPの導入を目指すという目標を設定しているところでございますけれども、こうした中で、平成20年7月末現在で1,138産地で導入が進んでいるというような状況になっているところでございます。こうした中で、生産、流通、研究分野の研究者の方々から成る情報交換会を開催したところ、やはり様々なGAPが存在をしているという中で、関係者の間でGAPの推進方向について、一定の共通認識を持って進めることが必要だというお話があったところでございます。

こういう中で、我が国のGAPに共通して求められる事項の整理と、そういった共通の基盤作りに今後取り組んで参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 はい、どうもありがとうございます。その他、事務局の方からご発言いただくことは、よろしいでしょうか。

では、今の事務局の方からのコメントも踏まえまして、さらにご議論いただきたいと思っております。

じゃ、藤岡委員、先にお願ひします。

○藤岡委員 食品表示の、これ5ページですか、関係で出ていますが、昨今いろいろなそういう偽装表示とかありまして、これはますます厳しく強化されていく方向性にあるかと思いますが、言ってみれば、これ本当に残念なんです、生産者と消費者の信頼関係がなくなればなくなるほど表示をきちっとしなければいけない、そういう関係にあるんじゃないかと思って非常に危惧しております。

先ほど生産コストとか所得の問題もありましたが、確かにきちっとしたトレースなり、あるいはさっきのGAPなりの報告なりを取り入れてやればやるほど、それは明確に分かっていいのだと思いますが、これ生産現場にとっては非常にコストの負担になるのです。それが価格にまた転嫁できないとなれば、さらなる所得減になっていく可能性がありますので、その辺のところはきちっと基本的なものをやるのと、これはどの程度までは許されるのかという、その辺のところはやっぱり、どっちがコストを負担するのかという問題も含めて、きちんと考えてもらいたい。

それともう一つは、食の安全とこう出ていますけども、これ、我々生産者から見ると、いわゆる原料を作っているわけですね。消費者の口に入る時というのは、原料のままで、そのまま入るといのはほとんどまず少ないわけです。ほとんどが加工されたり、あるいは調理されたりして、様々な添加物なり保存料なり着色料なりを使って、消費者の口に入る。むしろ、きちっとすべきは、私は原料のトレースももちろん大事なんですけど、どういう添加物が入っているのか、あるいはどういう保存料が入っているのか、その着色料の中身は何なのかとか、そっちの方が私は——これは農政の粋じゃないのかもしれませんが、食料として見たら私はそっちの方が、非常に消費者が心配しているのはそこではないかと思えます。

もう一つは、これとも関連するんですが、さっきの食品ロスの問題ですね。今、食品に賞味期限と消費期限というのが出ていますよね。ややもすれば消費者というのは、賞味期限が過ぎれば、やはり手が伸びないんですね、店に棚に並んでいても。ということは、まだ食べられるものでも賞味期限が過ぎた物は買わないということになってしまいます。だから、賞味期限と消費期限と2つ書いてありますけれど、あの表示で果たしていいのか。あるいは、例えばコンビニだとかスーパー辺りは、欠品を出さないようにということで、非常にいつ行っても物があるということは、私はおかしいと思っています、本来からいくと。必ずこれが売れないとロスになっていくんです。捨てることになっていきます。

そういう意味では、もうちょっと表示の仕方と、やはり流通段階のこのぐらい飽食の日本が、食べ物がこんなにも溢れている国はないのだと思っていますので、そういうと食品ロスを出さないような仕組みというのはきちっと考えるべきだと思います。

○鈴木部会長 はい、どうもありがとうございます。

次、古口委員。

○古口委員 はい、2点。1つはGAPについてなんですけど、先ほどの中で、いろいろな推薦団体あるようですけども、もう少し統一的なものにした方が分かりやすいのじゃないかということと、もう一つこのGAPという言葉なんですけど、生産者の方は皆さんよくお分かりだと思うんですが、消費者とか国民にとっては、何か突然GAPという言葉が出てきても、すごくいいことなのに何かよく分からない。もう少し、国民の皆さん、消費者の皆さんに定着するまでに、GAPということについての分かりやすい、括弧書きでも何かしていった方がいいのではないかと思います。これが1点。

それから2点目なんですけど、食育の問題でいつも学校給食が出てきて、またここに外食

産業のこともあるんですが、学校給食も外食産業も大事だと思いますし、これらは消費拡大に大変重要だと思うのですが、その先のもっと大切な、家庭でのあるいは食卓でのあるいは台所での食育教育というかこういうものというのは、文科省に全部任せていくのか、それとも農水省がこの辺りでもその辺りまできちんと話をしていくのか。私は学校教育も大事ですけど、一番はご家庭のお母様方の食育に対する家庭教育、これをきちんとしないと、私はなかなか食育とかそういうことがきっちりと進んでいかないのではないかと考えています。

5年ほど前は、家庭教育の中でお母さん方に何か悩みがありますかと聞くと、いろいろなことが出てきたんですけども、特にこの食育なんかも出てきました。最近、私が恐ろしいなと思うのは、お母様方と話し合っても、何も悩んでいることはないという方が多いんですよ。何も悩みがないと言うのですから、これの方が怖いと思ひまして、やっぱり家庭教育学級をしっかりとやっていかなければならない、その中での食育ということも、行政の中ではしっかりと取り組んでいかなければならないと思っています。そういうことまで、そこがその底辺というところを、文科省だけでなく連携をとっていくということは大事なんですけども、踏み込んでいってもいいのではないのでしょうか、そう感じました。

○鈴木部会長 はい、ありがとうございます。

先ほど、榎野委員が先に手を挙げていたので。

○榎野委員 これを見ていると、いろいろ本当に論点がいっぱいあって、いろいろなことを言いたくなるんですが、時間もあれなんで、2点だけ申し上げたいと思います。

1つは学校給食の米飯の推進ですよね。この7ページの図なんか見ていると、週4回やっているのが1県だけあって、これは高知県なんだろうね。3回未満の都道府県も結構あると。なぜこんなに違うのかなというふうに疑問が、私なんかはすぐ出てきて、じゃその高知県のやり方を調べて、他の県もまねしてもらえば、非常にいいのではないかなと思うんですね。是非その辺の手法の普及というのでしょうか、そういうのを一生懸命やっていただきたいなと思うのと、確かに米飯を進めるのは当然だとは思いますが、それより最近では、転作対策として米粉用の稲作とか、あと国産の麦の増産も図られているようですので、同じパンを出すにしても、こういう米粉の普及とか国産の小麦でパンを作りたいといった推奨というかその辺はどうなっているのか。もっと力を入れていいのかなと思うのですが、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それともう1点は、先ほどからいろいろ議論になっている食品ロスの話なんですが、こ

の数字を見ると、改めてやっぱりこんなに食べ残していいのかなという疑問はわいてくるわけですね。可食部分となる量が500万トンから900万トンと言われているのですが、どうもこれはちょっと考えると、幅があり過ぎるような感じがして、もう少しこの数字を詰められないのかなという気がします。

というのも、これだけ幅が広いということは、要するにどういうものが食べ残されていて、どこにどういう原因があるのかなという、その対策もなかなかこれだと詰め切れないような気がしますので、例えば分かりませんが、モデル都市なりモデルのところを作って、そこを徹底的に調べて、今の最近の食べ残しはこうなっているのかなという対策を試みたらいかがかなと思いました。

それと、先ほどもそのドギーバッグという話があって、例えばレストランやら食堂から持ち帰るといふこともあると思うんですが、結構レストランとかの食べ残しは多いと思うんですね。それは個人的な話かもしれませんが。例えば、うちなんかは男の子と女の子がいて、男はもうバクバク食べて、大盛りでも足りないのですが、女の子はそんなに食べない。レストランのメニューというか、頼めば大盛りというのはできるんですけども、小盛りは頼んでも料金の割引がないということがあって、小盛りにしたらちょっと少しお安くしてくれるなんていう制度を、外食産業の方が考えていただいたら、食べ残しも減るのかなという気もするので、その辺、是非農水省としてお勧めなさってはいかがでしょうかということですね。

それともう1点だけ。先ほどの議論がありましたが、コンビニの例えば弁当なんか賞味期限、消費期限、どっちなんですか、ちょっとはつきり私分かりませんが、そういう期限切れになってくると、当然これは廃棄するかという話になるんですが、新聞報道なんかによると、期限が近づいてきたので割引きして売ったら、それはコンビニ内の売り方の違反であるので、安売りさせないと。これに対しては、公正取引委員会がそういうやり方は非常によくありませんよと、独禁法違反で介入したと聞いております。そういう売り方の問題について、農水省も独禁当局といろいろご意見の交換をなさって、そういう問題の解決に努力していただけたらありがたいと思った次第です。

以上です。

○鈴木部会長 はい、ありがとうございました。

岡本委員。

○岡本委員 岡本です、よろしく申し上げます。私は消費者ですので、消費者視点になっ

てしまうかと思いますが、よろしく申し上げます。

これを見させていただいて、一番思ったのは食育についてです。ここの中で言われているというか、今一般的に言われている食育というのは、かなり栄養面からの視点が多いように思います。でも、食育というのは栄養面だけではなく、例えば生活習慣の話とか知識を伝えるという話もありますので、もう少し広い観点で捉えていただけたらと思います。

その中で、整理の資料1を見せていただくと、例えば3ページのリスク管理の話なんかでは、こういうことを情報として出されて、その後私たちにどうして欲しいのかなとか、どういう行動を導きたくてこういうふうに出されてくるのかとか、あと5ページとか、GAPの話もそうですが、5ページの表示の話や何かでも、コストの話をもうちよっとちゃんと出してもいいんじゃないかな。

コストを、例えば先ほどの生産者が持つのか消費者が持つのかというお話が出ていたけど、要求するのが消費者であるならば、消費者もそれ相応のことを覚悟しながら言わなければ何かフェアじゃないなど。求めるだけというのは、何かひどいなと思います。

7ページに食事バランスガイドの話が出ています。食事バランスガイドは本当に伝えようとなさっているというのは、よく分かります。例えばちょっと年配者向けには縦書きのものが出たりとか、いろいろな年代別のバージョンが出ていて、おもしろいなと思うのですが、果たしてこの表に出ているほど実践されているか、認知がどうなのか分からないんですけど、知っているのか理解しているのかというのが、ちょっとこんなに高い数字かなというのが疑問に思いながら見えています。

その下の学校給食の米飯の話も出ていますが、もちろん家庭の話もとても大事だと思います。でも、学校へ行く前にまず幼稚園や保育園という段階もあります。その段階は例えば小さいところが多いし、私立が多かったりして目が届きにくい、伝えにくいというところはあると思うのですが、そこも視野に入れられたらどうかと思います。量は多くないですけど、結構パンのところ、お弁当のところもありますが、パンの給食の保育園や幼稚園も多いやに聞いています。

その次のページの地産地消ですけど、これもどの範囲をもって地産地消と言うのが、ちょっと分かりにくいなど。これによって地場の物を買ってと愛着がわくとかというのもいいですし、国産の物を買って国内の農業を応援しようというのもいいんですが、地産地消、例えば名古屋で地産地消をやろうと思えば、絶対的に給食に入れようといっても無理なので、そういう話もどこまで広げるのかなというのを、もうちょっと教えていただかな

いとよく分からないなというのがあります。

でも、今普通の人がスーパーにお買い物に行くと、そういうものを気にするようになったというのは、ちょっと前進かなと思っています。

それから、あと地産地消だけじゃなくて、例えば旬産旬消ももうちょっと表に出してもいいかなと思っています。

それから、食品ロスの話、私もとても気になっています。前、何かで、私たちの食生活の購入した物のうち3割を捨てているというのは、すごくショッキングな数字だと思いますし、それは廃棄物でロスとは関係ないのかもしれませんが、3割を捨てているというのはやっぱりすごく問題だなと思いますし、その3割が世界の食料援助の3倍だ、要するに食料援助する物の3倍を私たちは捨てている。8.5億人の人が飢えているというのに、それを許しておいていいのかとか、それを知らない人がほとんどなので、そのままでもいいのかということは、もうちょっと考えないとまずいのではないかなと思います。

それから私も、食品ロスじゃなくて欠品の話なのですが、私も欠品を許すような社会になって欲しいと思います。怒られそうですが。今まで、レジ袋の話や何かでも、ちょっと前まではレジ袋を持って行かずにマイバッグで行くって、すごく変わった人みたいなのところがあったんですけど、それが今普通になってきているというのは、社会の動きによって変えることができるものであれば、今日はないからいいやみたいなの、そういうことを許せるような社会になって欲しいと思います。

それからこれは消費者目線とはちょっと外れて、2つ。

1つはGAPなのですが、こんなにたくさんの種類があるというのは私は知りませんでした。それぞれが違う基準、項目の中身が違っているというのもちょっと驚きでした。例えば基礎GAPをクリアして、その上乘せで何かいろいろなものをくっつけているのかと思ってお聞きしたら、そうばかりでもないようにお聞きして、皆さんどうやってそれぞれをクリアされているんだろうと思いながら、お聞きしました。そういうことというのは、携わる方にとってはすごく負担にならないのかなというのが疑問ですので、何かもうちょっと整理するなりできないかなと思いました。

あと、9ページのところで、流通の効率化に向けた取組というのがありましたが、効率化にはロスを少なくするというような話もあるんでしょうけど、あと複雑さ、複雑なものをもうちょっとすっきりできないのかな。この前のお米の話で、あんなにたくさんどころがかかわっているのは、だれもがびっくりしたと思うんですけど、あんなに複雑にな

らなければいけないというのは、何か変だなと疑問に思いました。

それから、最後です。私たち一般人にとって、この問題は例えば農林水産省の中でどの分野がなさるとか、どの部がなさるとか、どの局がなさるとかというのは、はっきり言って全然よく分からないし、あまり関係がないと言ったら怒られますけど、ということが多いんですね。もっと広く言うと、農林水産省なのか厚生労働省なのかということも、あんまり関係がない。逆に言うと、国なのか県なのか市なのかと言われても、それもある部分関係ない。どうやって伝わるかだけなので、いろいろな言い方をされますけれど、うちと関係ないからとかというのはちょっと何でとかと思いますし、そういう私たちの感覚もちょっと理解していただけたらうれしいなと思います。

以上です。

○鈴木部会長 はい、どうもありがとうございました。

玉沖委員、お願いします。

○玉沖委員 私は、食品の産品開発や観光の仕事に携わっておりますので、その側面から2点申し上げます。

1点目は、成果を出している地域の知恵をもっと生かしていただきたいと思います。地域の現場に入って仕事をしていくことが多いんですけども、その時には非常に明るく元気にみんなで取り組んでいるんですけども、どうもこういった資料の中で拝見すると、悲観的な話がとても多くて、何かちょっとブルーな話が多い。けれども、逆にすごく元気に取り組んでいる地域は非常に多く、例えば限られたお米を生かして観光戦略に役立てていたり、逆に有り余るお米を観光の商品企画に生かしていたり、あと地産地消という観点では、地元野菜を使ったスイーツ、デザート、そういったことに取り組んだりという、元気に頑張っている地域がたくさんあります。

その皆さんたちは、他の地域のことも知りたがっておられますし、あと成果が出るとどこかに伝えたくて、言いたくて仕方がない。こういった地域の方たちのもっと情報交換の場がどこかで作れないのかなと、いつも感じております。例えばフード・アクション・ニッポンの中で、参加するのも地域で聞くのも地域みたいなコンテンツも、是非ご検討いただければありがたいなと思います。

2点目ですが、私もGAPについて非常に興味を持っております。少し前までは、例えば生産管理のマニュアルを、かけ声マニュアル的に作り変えたりというような開発も随分携わりましたが、いつしかGAPというものが導入されて、それに取り組む地域が増えて、

そちらに置き換えていく方が、非常にいろいろな整理がされてきたということで、このGAPの普及をもっと力強く推進していただきたいと思います。

が、現状でいくつかありまして、まだ町村単位で担当者の方がGAPについてあまりご理解がないケースが非常に多い。ここの浸透を期待しているということと、あと、先ほどから他の委員も何人かおっしゃっておられましたが、消費者にもっと認知してもらう必要があると思います。

さらに、そもそもGAPを導入する目的が、消費者が読んで分かるということが目的ですので、例えば今トレーサビリティなどでも、難し過ぎて読んで分からない、何のためにQRコードをクリックしたのかということが非常に多いなと残念に思っているんですが、消費者が読んで分かるものという、そもそもの目的を外さないものであって欲しい。

そして最後に、標準化をこれから推進するということですが、くれぐれも高度化され過ぎないことをお願いしたいと思います。ここでまたGAPの標準化のところで高度化されてしまうと、ついていけない地域や生産者がまた自由な、自分たちに分かりやすいものを作っていくかと思うので、それでは本末転倒になってしまうと思いますので、是非高度化になり過ぎないように、消費者が分かるものというところを外さない推進をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 はい、どうもありがとうございます。

それでは、また委員の皆様から様々な論点を提示いただきました。これにつきまして、もう一度事務局の方から回答、コメントをいただきたいと思います。いろいろございましたが、消費期限とか賞味期限の問題、あるいは家庭での食育の問題、それから表示のコストの問題などを中心に、消費・安全局からまずお願いいたします。

○消費・安全局 消費・安全局でございます。

ただいまご指摘を藤岡委員、岡本委員からいただきました、表示をどういう負担で。これは5ページにもございます、表示をもうなるべく詳しくということもありますが、詳しくすればするほど、その表示の負担がある。またそして詳しく書いたからといって、それが分かりやすいかといったら、実はそうではないわけですね。もう限られていますから、字が細くなる。どこまで書けば満足していただけるのか。これを実は調整するのが今、非常に難しい議論になっております。厚生省等とも連携しまして議論をしておるところでございますが、この絵にもございますように、引き続き検討ということで、これなかなか

結論が出ない問題でございます。しかしながら、どこかできちんとしたものを決めなければならないということで、これにつきましてはまだ引き続き検討させていただきますので、そのご議論にまたご参加いただきたいと存じます。

それから、生産していただいたものと、消費者の口に入るまでの途中の段階が重要だというご指摘でございます。これは我々のところでございます、表示規格課のところ、食品産業の信頼性をどう高めるかという、信頼性を高めるにはどうすればいいかという取組を今進めておりまして、きちんと生産していただいたものが口に入るまでの、それがブラックボックスになってはいけない。そしてまた日本の特質として、そこにかかわる食品産業は割と小さな企業が多くございまして、その小さな企業がきちんと信頼されるような形になって欲しい。そのためにはどうしたらいいのか。

具体的にはどういうことを守れば、やっていけば、消費者の方々に信頼される産業になるのか、そういう観点からも我々農林水産省の中でやっていかなければいけないと考えて、その議論を進めておるところでございます。しかし、これもなかなか難しゅうございまして、各企業の方々、それから、実を言いますと大学の評価とか病院の評価みたいなそういうところも勉強しながら、今そういう企業の評価ということを進めておるところでございます。

それから賞味期限、消費期限、これにつきましては、国民の方々にどうきちんと理解をしていただくか。この違いが案外とやはり理解されていないのは事実でございます。これについてのご理解をいただく手法、これは実は食育につながるわけでございますが、食育が栄養に偏っているのではないか。確かにこのコマのあれも、かなり栄養のところでございます。しかしながら、これは栄養も大事ではございますが、やはり食事というのは日本の文化そのものでございまして、やはり行事食とか食事の作法もそれを含めて、食育を進めなければならないと考えております。

そのような中で、それをどう伝えていくかでございますが、これは古口委員からもご指摘がございましたが、家庭での教育、家庭の教育力の低下というのはこれはもうすべてにわたってそれが落ちているというのが問題になっております。

では、我々のところから家庭へ直接届くまでにどういうツールがあるのか、どういう道具で家庭の方々、これはお母さんだけじゃだめなのです。やはり、お父さんの食べ方も子供はちゃんと見ているわけなんで、お父さん、お母さん両方にきちんと行かなければいけない。なんです、やはり今のお父さん、お母さんがやっぱり子供の頃から育ってきたそ

の教育の成果が、今のお父さんお母さんなんで、これはもうすぐに、我々が今のお父さんお母さんに物を言ったからといって、お父さん、お母さんが直るわけではないと。次の世代のお父さん、お母さんをやはり学校の方々と協力してそこに情報を与えて、やはり次の世代のお父さん、お母さんに。これはやはりこの食育の推進が今やったからといって、すぐできるものではなくて、やはり何十年かけて、次の世代を育てることも含めて、我々としてもこの食育というものを栄養に限らず、やはり日本の文化、日本の国土をどう守っていくかという観点から考えていきたいと、今この食育について、我々も文部省、厚生省と連携をとりながらやらなければいけないと考えております。

以上です。

○鈴木部会長 はい、ありがとうございます。

次に、食品ロスの問題についても様々な指摘がございまして、推計値の幅が広過ぎるのではないかというような点から、いろいろございました。この点や、米飯給食の格差の問題、あるいは米粉や国産小麦の普及の問題と、流通の問題で複雑な流通の問題等もご指摘あったかと思えます。これについては総合食料局の方からお願いいたします。

○総合食料局 まず、食品ロスの観点でございます。これは、たくさんの委員からたくさんの視点でご指摘を賜りました。

まず、藤岡委員からご指摘がありました賞味期限との関係でございます。これは、榎野委員からお話がありました弁当の消費期限との関係もあるんですけども、まず賞味期限の関係でございます。これは、確かに消費者のところで賞味期限と消費期限の違いがよく分からないと、伝わっていないということが、ご指摘が私どもの調査の中でも出てきました。これ、ですから、先ほど消費・安全局の方からご説明がありましたけども、私どもも食育の中でもきちんとご説明をして、賞味期限、消費期限の違いを説明しなければいけないというのが第一でございます。

それから、この賞味期限、消費期限に基づく生産あるいは販売関係の業者の対応でございます。これは一つは、先ほど平田委員のご質問に答えたわけでございますけど、それぞれの関係者のそれぞれのビヘイビヤがいろいろな課題として上がってきております。まず一つは賞味期限の関係では、生産・流通の段階で、これは有形無形のルールが実はできております。一番典型的な例でいきますと、生産段階から、賞味期限の3分の1までの間に小売店に持ち込んでくれと、それ以降過ぎたら小売店が受け取らないというルールが一般化しております。それから、小売店では3分の2を過ぎると店舗から排除する、返品す

るというのがあるようでございます。

これを今、私ども業界に働きかけて見直していただくことを進めておるわけでございます。

それから、賞味期限あるいは消費期限が近づいた商品を返品しないで、もっと有効に使って欲しいということを働きかけております。一つは、店舗で返品あるいは廃棄をしないで値下げをしていただくことを、今進めております。これは今、榎野委員からもご指摘ありました、大手のコンビニエンスあるいはスーパーマーケットも、既に消費期限で廃棄していた弁当類なんかも値下げの対象にするとか、あるいは加工食品についても返品していたものを、返品しないで値下げで対処して特別のコーナーで売るとか、あるいは別の店舗で売るということを進めていただいております。

そういう、いろいろな課題がありますので、これは私ども、繰り返しになりますけれども、生産者の方々あるいは流通業者の方々、あるいは消費者の方々も含めて、いろいろな観点からもう一度ご議論をしていただこうと思っております。

その中で、榎野委員からお話がありました、もう少し精緻な推計をすべきではないかというご指摘がありました。これは、確かにご指摘の点は私どもも感じております。これは一番難しいのは、家庭から廃棄されている量がなかなか分からないと。これは私ども事例的なものを使って推計をいたしましたけれども、それでも非常に地域によって、あるいはケースによって、広いものですから、なかなか狭い範囲で推計できないというところがあります。またこれは、私どもこの調査も工夫をいたしまして、さらに国民の皆様にしっかり考えていただくことを進めないといけないかなと思っているわけでございます。

それから、学校給食の件でございます。まず、米飯給食でございますけれども、目標3回ということで設けておりまして、今年といいますか昨年、3回は実現したわけでございますけれども、先ほど榎野委員からお話がありましたように、幅があります。これは高知が高いわけでございますけど、あとやはり大都市圏。神奈川、東京などが低いというところになっております。ここは、よく言われますのは産地と非常に遠いからということが言われています。

ただ、これについても私どもが働きかけておりまして、拡大をするような取組をしていただきますとともに、榎野委員からご指摘のありました高知の取組をもう少し広げたらどうかということで、私どもも、これは今回の経済危機対策で、高知の南国市の事例を実は広げようと考えています。これはどういうことかといいますと、実は南国市では、家庭用

の炊飯器を学校の各教室に持ち込んで、そこで炊飯していただいて、炊きたてのものをお子様へ召し上がっていただくと。また、それをお様がそれぞれのお茶碗に盛って食べていただくということを取り組んでいただいております、これはもう、おおむね10年ぐらいたっているようでございますけれども、その中で、既に5回に達しているということでございます。

これは非常にお子様のご飯に対する関心が高まると、あるいは、おいしいという評価も受けておりますし、また、学校給食の関係の職員の方も、そうしていくことによって労働が楽になるという評価もいただいておりますので、そういう意味ではこれを、今回、思い切って広げようと考えさせていただいております。

それから、米粉も使ったらいいのではないかとのご指摘がございました。これはご指摘のとおりでございます、既に約8,000強の学校では、米粉を使った取組をしているわけでございます。学校の完全給食をやっているのが3,362でございます、約4分の1ぐらいの学校で、例えば米粉パンを使っていたり、あるいはヌードルにしていたり、あるいはシチューにお使いになるということでやっていただいております。

今回、米粉あるいは飼料米の新規事業米の拡大についての法律を、今国会で議論していただいて、成立させていただきましたので、それを使ってやはり生産者、加工業者、利用者の方々が連携して取り組んでいただくことが重要でございますから、その中で、学校給食についても利用を広げていこうと思っております。

それからもう1点、学校給食の関係で、岡本委員からご指摘がありました。幼稚園、あるいは保育園なんかも、きちっと対応すべきではないかということでございます。これはご指摘のとおりでございます、私ども政府米の備蓄をしているわけでございますけど、それを無償交付しているところがあります。これは、回数を増やしていただいた分について一定分、無償で交付するというふうな仕組みですけれども、これは今まで幼稚園までは対象にしております。今後、保育園も入れて対象にしようというふうなことで、今までは6割しか交付していなかったんですけれども、それを全量増えた分は交付させていただくということで、裾野を広げて対応させていただこうというふうに思っておるわけでございます。

それからもう1点、流通の問題でございます。これは、岡本委員からお話がありました。確かに、事故米穀の不正規流通の問題の時は、非常に事故米穀が多段階に取り扱われている、複雑だということが私ども分かったわけでございます。これは恐らく特殊な事例だと

は思います、事故米穀の不正規流通が複雑だったというのはですね。ただ、一方、生鮮食料品あるいは加工食品についても、かねてから食料品の流通は多段階だと言われております。この多段階の流通をできるだけ簡素化できないのかということで、いろいろな政策を取り組んでおります。これは、課題として今後もやらなければいけないということでございますけど、一方、それぞれの段階で役割があるということも踏まえて、流通の効率化を進めていかなければいけないということだと思います。

例えばどういうことかと言いますと、生鮮食料品の例えば野菜を例に挙げますと、野菜は農家の方々がお作りいただいて、農協が一般的に集荷をされます。農協が集荷されて市場に出荷されると。その段階で、もう既に2つの流通ルートを通っているということでございます。市場の卸が、今度は仲卸に卸すということでございます。仲卸が今度小売に卸すというのが一般的でございます。これは、集荷の農協、それから全国から生鮮食料品を集めて都市で売る卸業者の仕事、それからその集めた生鮮食料品を仲卸が買って、小売のニーズに応じて加工したりパッキングしたりする仕事というのがあります。それから、小売店で消費者の方々に直接各店舗で売るという役割が一般的でございます。ただ、これだけでいいのかというのは、そうじゃないと私どもも思っています。

現実には、先ほどの資料の中でもありましたけども、既に農家が産直として1万3,000店舗以上取り組んでいただいている。それから、農家が直接小売店に持ち込んでインスタで売るとのこと。あるいは、ITを使った取引をして、農家が消費者に直接宅配で売るという取組も、いろいろな形で出てきております。ですから、私どもはそれぞれの機能は恐らくあると思いますから、それが適正に競争して効率化されることを進めたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 はい、どうもありがとうございます。

それでは、次にGAPについてもさらに様々な指摘があったかと思えます。それと、地産地消とか旬産旬消についてもご指摘がございました。これら含めて、ちょっと時間が押していますので、簡潔に生産局さんの方からお願いいたします。

○生産局 生産局でございます。GAPについていくつかのご指摘をいただきました。特にGAPにつきましてもは様々なものが現在あるわけございまして、それぞれの生産者あるいは流通業者あるいは都道府県などが目的に応じて独自のGAPを作ってきていると。ある意味でこれは、それぞれのところの産物がきちんと管理されているということで、差

別化を図りたいということもあって、いろいろ作ってきているという面もあるわけですが、農業者側にとりましては負担になってきているというような面も含めまして、そういったことも踏まえまして、各GAPに共通して求められる取組の整理、標準化というものに取り組んでいこうとしているところでございまして、こういう中ではその高度化され過ぎないように、あるいは複雑になり過ぎないようにといったご指摘があることも踏まえまして、検討して参りたいと考えているところでございます。

それから、GAPというだけではなかなかまだ一般の方に分かりにくいということでございますが、確かに比較的新しい考え方でございまして、まだまだGAPというだけでは分かりにくいというのはそのとおりであると感じております。

それにつきまして、私どもGAPと書いた次に括弧書きをいたしまして、農業生産工程管理という言葉を必ずつけて併せて記述して、パンフレットそういったものを作ったり、シンポジウムの開催などこういった点で、そういった形で普及に努力をしていきたいとしているところでございますし、今後ともやっていきたいと考えております。

普及が非常に大事でございますので、今後生産者、消費者、流通関係者など、そのGAPに関係する方々で今の推進協議会などを開催しているところでございまして、こうした場を通じまして、今後生産者の方々あるいは流通関係者の方々の相互理解、あるいは消費者への理解といったものも進めて参りたいと考えておりまして、是非こういう取組を通じて消費者に、あるいは行政関係者への理解というようなものも深めて参りたいと考えております。

それから、地産地消につきましては、地域で生産された物を地域で消費するという取組でございまして、ある意味での運動論ということでございまして、その地域の定義というものは国で一定のものを定めているわけではございません。それぞれの地域の考え方で進めていただいているところでございます。ただ、例えば学校給食などでは、基本的にはその都道府県産の物を食べていただくということを中心に進めていただいているところが多くございますが、中には市町村レベルで、特にその市町村の物を市町村産にこだわって進めている地域などもあるところでございまして、いずれにいたしましてもここは地域に応じて進めていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、まだ議論は尽きないと思いますが、時間も少々押しておりますので、次の議

題に移りたいと思います。農政改革の検討方向の報告ということで、ご案内のとおり、農政改革につきましては、1月に総理を本部長とする食料・農業・農村・政策推進本部の下に農政改革関係閣僚会合、その下に農政改革特命チームが設置されまして、検討が行われて参りました。先般、農政改革特命チームにおいて農政改革の検討方向が取りまとめられまして、4月17日の関係閣僚会合で決定されました。

この検討方向は、新たな基本計画の検討、こちらの議論にも関係するものでありますので、本日は特命チームのチーム長であります針原総括審議官からご報告をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○総括審議官 それでは、資料2をご覧いただきたいと思っております。この農政改革特命チーム、ただいまご紹介ありましたとおり、2月以降10回議論を重ねておりまして、このたび検討方向案をまとめ、それを閣僚会議にお諮りし決定したということでございます。

この農政改革の基本的な考え方を最初に示しておりますが、その目的として、3つの再生というのを挙げているわけでございます。1ページから2ページ目にかけてでございますが、産業としての持続可能性、2つ目は安定的な食料供給力、3つ目は農村の活力、この3つを再生するんだということでございます。

これにより、農業を地域の成長産業として復活させ、我が国経済の底力の発揮に結びつけていくと。農業・農村のいろいろな可能性、これを十全に発揮していくために、どのような政策を考えたらいいかという、これが根本でございます。

よく改革、改革というと、少し遅れた部分があるからそれを正すとかそういう意味で使われることがございますが、私どものチーム、この審議会でもご意見賜りましたが、やはりそうではなくて、潜在的なパワーを発揮することによって元気にする、元気にするために何が足りないのか、このままでいいのかそれを見直していこうという、基本的な観点に立っているわけでございます。

それから、総論といたしましては、改革の成果を国民全体が共有する必要があると。そのために国民的な議論を喚起し、国民に信頼される農政を推進していこうということも書き加えているわけでございます。

それから検討項目、検討方向、これは現在のところは検討事項を洗い出した段階でございます。この審議会における議論も踏まえながら、事務局としても整理しているわけでございます。一つ目は食品の安全性の向上ということで、3ページ、4ページ、本日の議論なども今後具体的な検討の参考にさせていただければと思います。

4 ページ、5 ページからは、今度農業部分の検討項目でございますが、一つの特徴といたしまして、農業の持続性確保のための最大課題として、担い手の問題を取り上げております。そこにおきましては、担い手につきまして参入を促す仕組み、それから育てる仕組み、支える仕組み、このような区分けをいたしまして、支援の総合化、体系化を検討することにしております。

それから、農地につきましては、平成の農地改革、現在法律を国会に出しておりますが、まずこれをしっかり成立させる。その上で、現場において有効な取組を推進していくという、そのための方策を考えていこうというまとめにしております。

それから、農業生産・流通に関する施策の在り方でございますが、一つは需要を基本とした対策を構築すること、それから作物の特性に応じた施策を構築すること等をうたった上で、土地利用型農業が一つの問題、我が国農業の問題点の縮図であるということで、その特にその穀物を生産する土地利用型農業でございますので、その穀物対策として戦略的なものが構築できないかという問題点を指摘しております。その一環として、米の生産調整の問題を整理しているわけですが、この審議会におきましても、異なった観点からのご指摘がなされたかと存じております。

そういうような状態も踏まえまして、今後の検討ということにするわけですが、1 点、8 ページでございますように、一定のシミュレーションを行った上で、アンケート調査もしながら国民的議論を経て問題を整理しようということにしております。なお、閣僚会議におきましては、総理から「一つの政策について決め打ちすることなく、政策の選択肢を示しながら国民的な論議を行って欲しい」というご発言がありました。

それから8 ページでございますが、農業所得の問題、この審議会でもご指摘ございましたが、この農政におきまして農業所得、総所得の問題について、なかなか焦点を当てた議論をしておりませんでした。ここに焦点を当てたところに特徴がございます。この点もこの審議会の意見をかなり反映させていただいたところでございます。

それから、9 ページは食料自給力の問題でございますが、例えばカロリーベースの数値ですと、野菜、果樹、畜産といったものが、農業の相当部分にウエートを占める分野の実力が反映されないなどの問題がございますので、政策目標についてどのように考えるかということも指摘しております。

それから、総合的な肥料確保戦略についても検討事項に挙げております。

9 ページ以降、農山漁村対策でございますが、農山漁村の多面的機能を発揮するための

施策をきちんと構築していこうと。それから、兼業機会、所得機会がますます減る中で、どのような地域活性化方策があるのかを検討していこうと。その一環として、直接支払い制度についても検討するということになっております。

関連しまして、農商工連携、あるいは都市農村の連携等、あるいは消費者との連携など、連携軸の強化の必要性。

また、環境分野、情報分野など新しい分野に挑戦し、産業としての生産力を創造していくということも指摘しているわけでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご報告いただきました内容につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等を、どなたからでも構いませんのでいただきたいと思っております。

はい、茂木委員、どうぞ。

○茂木委員 はい、それでは私の方から5点ばかり意見を申し上げさせていただきます。

資料の2ページでございます。基本的な考え方の中での国民的議論の喚起でございますが、農業が産業としての持続性を確保し、農村が地域としての活力を回復するためには、農業・農村サイドにおける努力が前提となると記述されておるわけでございます。我々の努力の前提だけではなく、それを支えるしっかりとした仕組みが、私ども必要だと考えております。具体的には、食料安全保障を国家戦略としてきちんと位置付けることや、景気安定対策や中山間地直接支払いなどの充実が重要であり、さらにWTOなど国際交渉において、適切な国境措置を守ることが前提だと思っております。

それから資料の5ページ、担い手の育成の確保でございます。担い手についての記述が、「育成する」とか「支援する」とかといったように総花的な表現になっております。実際には水田作、畑作、畜産、酪農、野菜、果樹等のそれぞれの品目によりまして、作物の特性や経営形態、国境措置等の条件が異なるし、また地域によってもその実情は異なるわけでありまして、従いまして、今後の検討においては、こうした実態を踏まえた上で、作物毎に担い手の在り方について具体的に検討することが必要だと思っております。

それから、資料6ページの農地問題でございます。報告では、「所有」から「利用」への転換など「平成の農地改革」を生産現場で速やかに、かつ着実に実施していくこととしております。そのための具体的な政策を検討しているとしており、そうした基本方向につきましては賛成をするものであります。ただし、農地の利用権の促進に当たっては、地

域の農地として利用することがしっかり担保されることが必要であると思っております。そして具体的には、行政や農業委員会の関与の下、許可基準の厳格化、違反時の取り消し、原状回復義務が、制度面あるいは運用面において確実に実行されなければならないと思います。

それから、資料の7ページの生産調整の問題であります。生産調整実施者から見て不公平感があるなどの問題点が指摘をされており、関連政策を改めて検証することが必要としております。しかし、それ以上に重要なのは、米の自給と価格が安定すること、そして生産調整に参加する農業者の所得が確保され、万全な経営安定対策が講じられることであると思います。

現在、生産現場では生産調整を前提とした水田フル活用、この対策に全力を挙げております。4月10日には政府与党が経済危機対策でさらなる支援策が決定されたばかりであります。生産者は農政の信頼性と安定性を求めており、現在の水田フル活用に逆行するような基本計画の見直しとならないよう、お願いをしたいと思います。

それから資料の8ページ、数値目標の設定であります。農業所得の増大という観点は評価をいたします。生産現場の意欲を増大するためにも、国として是非、数値目標を示して欲しいと思います。

それから最後でございますが、資料の8ページでございます。農協の経済事業の改革についてでございます。改革、改善の在り方を検討するとのことでございますが、我々は組合員の期待にこたえるべく、日々改善努力を行っております。購買、あるいは農機センター等の事業拠点の集約化、地域の拠点となる物流センターの設置による物流の効率化、あるいは直売、市場流通、小売との直接契約等、販売チャネルの多様化と販売力の強化などに努力をしておるということでございます。

以上から、ここで改めて農協の経済事業のみを取り上げること自体が、私は疑問であると申し上げておきます。取り上げるとすれば、広い意味での流通対策や流通の在り方ではなかろうかと思えます。

以上であります。

○鈴木部会長 はい、どうもご指摘ありがとうございます。

他の委員の方、いかがでしょうか。荒蒔委員、先にお願ひします。

○荒蒔委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、この農政改革の検討方向という議論はどのくらいの期間でおやりになるのかというのが1点。要するに、いくつかの問

題提起が全部出ているので、大変大事なことだと思うのですが、やっぱり一応の目標というかゴールイメージみたいなものを持って出されないと、全部先送りになる可能性があるもので、大変難しい問題が多い。その辺ちょっと教えていただきたい。

○鈴木部会長　まとめて後でお答えいただくということで。

はい、藤岡委員、お願いします。

○藤岡委員　8ページに農業所得問題のことが書いてありますが、ここの文章を見て、私、非常にびっくりしたのですが、これまで明確に所得問題に対して政策的論議が十分行われてこなかったという、非常に私はびっくりしました。私は今までもずっと、この農水省というのは、生産局を中心にしながら、この農業生産者の所得向上のためには十分議論してきたのではないかと思っていますが。15年間の間に、販売農家が3分の2減少して、所得が半減したという。これは企業でいえばもう倒産状態ですよ。ここまで手を出さず今まで国民のいわゆる大事な血税を使って、ここまで優秀な農水省のスタッフが政策をやってきたのだと思いますが、この結果を見ると、非常に私は残念だと思いますか啞然としました。

ですから、今、見直しとか改革と言っていますが、ここまでなるまで、どうしてもっと思い切った改革ができなかったかというのは非常に残念に思いますし、今回の見直しについては、この反省を踏まえて、これは言ってみれば農家の所得が下がったということは、安い農産物を供給できて消費者のためにはなったのでしょうか、そういう面では十分貢献したんでしょうけども、それを作って持続的に生産していく農家が減って行って、国民の食料を安定的に供給できない状態になるんだとしたら、これは私はゆゆしき事態だと思っていますので、今回の見直しに当たっては、この辺の生産者の所得の問題、継続的に論議を持続できるような、生産者を育成していくというこのところには、特に焦点を絞ってやってもらいたいというのが私の考えです。

○鈴木部会長　はい、ありがとうございます。

平田委員、お願いします。

○平田委員　今、藤岡委員からお話ございましたように、今まで農業がうまくいかなかった一つの原因は、いわゆる担い手を育成してこなかったということで、今回、1,100人ですか、新しい農の雇用ということでやられまして、多分、担い手というのはかなり育ってくると思いますが、さらなる政策をお願いしたいと思います。

特に、今までの担い手というのは、真の経営者を育成してこなかったというところに一

一番大きな問題があったと思います。生産技術の育成というのはやったのだと思いますが、経営者を育成しなかったということは、農業における非常に不幸な現象であったなと思います。そういう点で、これから担い手が育成されたとしても、これ自分が経営するということになると、非常に大きな問題を抱えていると思います。今、農地の問題等々ですね。

そういった中で、私も奨学金をもらって学校を卒業いたしました。やはり担い手も奨学金、奨農金的なものをしていただいて、20年間で返すとか、あるいは20年間、立派な経営を続けたならば返さなくてもいいとか、やっぱりそういった温かい施策がないと、なかなか定着しないのではないかなと思います。5ページのところですね。

それから、農地の利用率の問題で、日本は今見ても我々のところでも、やっぱり裏作的なものをやっているところというのはほとんどないですね。この前、中国に行って上海からウフというところまで500キロ、高速道路を走りましたが、一面黄色い菜の花畑ですね。あぜだろうが道だろうが川辺だろうが、すべて菜の花が植わっています。私も菜の花を今作っていますが、10アールやって2年で1ヘクタールに広がりました。種をまかなくても、いくらでも広がるんですね、あれは。今、ミツバチの問題もいろいろありますが、やっぱりそういった、もっとまじめに耕地を利用するということを他国並みにやっていると、なかなか他国からのサポートというのは支持というのは得られないのではないかなと思います。

あと1点、先ほど農業所得の問題、8ページにはございましたけれども、その中でやっぱり政府的な支払いというのが欠かせないということを申し上げましたけれども、その中で一つは食料の安定・安全の供給、もう一つは自然循環型の持続的経営に対する保障ですね。それからもう一つは、地域振興といますね。我々のところもあと20年したら、多分消滅してなくなると思います。このままでいくとですね。やっぱり国の手厚い保護がないと、多分農村は20年すれば崩壊してしまうのではないかと思います。

最後ですが、今、外国からの農産物を輸入していますけれども、それによって窒素の日本への蓄積というのが膨大なものがあると思うんですね。これが土壌を汚染して人命に非常に大きな影響を与えていると思います。それで循環型農業を行う必要があると思うんですが、その辺のところも当然考えていかなければいけないし、もちろんバーチャルウォーターを他国から、少ない水を他国から買っている罪悪についても当然考えていかなければいけない。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では、松本委員、お願いします。

○松本委員 一つだけですね。今、農地制度の抜本改正が政府提案で国会に出されているということで、私も僭越ながら先般、農政委員会で、参考人で私自身の意見も開陳してきたところでもあります。その上で、これからの本務なり、あるいは来年度に向けた基本計画を詰めていくという中で、ちょっと審議していただきたいといいますか、頭に置いていただきたいというのが一つあるんですね。それはいわゆる担い手の育成・確保というところなんですね。

従来は、日本の農業の根幹枠組みでの農地制度、一定の経営主体について、一つの狭い意味でのイメージを持っておったんですね。例えば60年前は自作農という、あるいは特に平成になってから、一方で認定農業者とか集落営農とか、あるいは農業生産法人とかいろいろあるんでありますけれども、農政としてそれなりに経営主体をにらんだイメージがあったわけでありましてけれども、今回抜本的な制度改正が実現すると、いわゆる従来の農政でイメージしておったような担い手というのは、ある面でいきますと全員、どんなところも担い手になるわけですね。利用に切り替えるわけですから、経営の主体性から見ると、色分けができないということです、自然人も法人もですね、ということになるわけですね。

さらにはもっと思いますと、その改正制度が成れば、現在のいろいろな諸構成といいますか諸団体、農業団体とかあるいは他の施策の枠組みしとる枠組みの中に、どのように今、一定の制約があるんでありますが、この辺りについても多大な、日本の農業を支える経営主体という観点をしますと、大きな影響及んでくるんだろうと思います。これは、ちょっと想像がつかない。ということが思われるんです。

そこで、是非これから、一言で担い手になっていますが、もう一度、この抜本改正がなったあかつき以降、そういう担い手イメージについてどのように農政として整理されるのか、あるいはそこは触れずじまいなのか。私は触れずじまいではまいらないと思うのでありますが、新しい課題のスタートが始まるんじゃないかと思しますので、そういうことについて政策当局としてひとつ検討を進めていっていただきたいと、このようにお願いいたします。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

古口委員、お願いします。

○古口委員 農業所得問題にこのように真正面から取り組んだことについては、非常に私は評価していきたいと思います。結構、ご自身に対してきついことをよく書いているという思いがします。ただ、その一方で、農業所得を上げるということについては、私はなかなか今すぐというわけにはいかないと思っています。

それで、何度も申し上げているんですが、中山間地域では農業所得もそうです、いわゆる農家所得なんですね、農家所得。そして、ここでもちゃんと書いてあるように、兼業機会が減少しているという、そこが一番実は問題であって、逆に言うと、その兼業機会が中山間等の地域で与えられていけば、農家所得はある程度保証されていく。それによって農業が守られていくということもあるんですね。

ですから、その辺りも難しいんですけども、是非農政の中に兼業機会、これを何とかしていくということにも真正面から取り組んでいただければありがたいと思っています。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

他の委員の方はよろしいでしょうか。榎野委員、お願いします。

○榎野委員 この8ページにあります、生産調整の問題ですね。以前、私もお願いしたんですが、その生産調整を見直した場合のシミュレーションをするとここに書いてあります。これは非常に重要なことだと思いますので、いろいろなケースを想定して、こういう影響が出ると。いい影響なのか悪い影響なのか、それぞれ立場によって違うんでしょうが、そういうものをしっかりいくつかのケースを出していただいて、今後の我々の議論のたたき台にしていただきたいということを強くお願いしたいと思います。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、既に時間がオーバーしておりますので、まだご発言されたい委員の方もおられるかと思いますが、この辺りでご意見をちょうだいするのはとめさせていただきます、今質問もございましたので、それに対する回答も含めて審議官からお願いします。

○総括審議官 まず、貴重なご意見ありがとうございました。今後の具体策の検討に当たりまして、ただいまご指摘のあった点、十分斟酌して検討したいと思います。いくつかの点につきましては、異なる観点といたしますか意見の対立、対立までいきませんが、そういうものもあったかと思いますが、その部分は十分議論をしながら進めて参りたいと思います。

その検討のスケジュールでございますが、これは検討事項を洗い出したわけでございます、夏をめどに、検討方向ではなくて農政改革の基本方向、ある程度具体的なものが中に入ったものが夏をめどにまとめたいと思っております。その上で、一部先取りした形の概算要求に乗せるべきものが、8月末に概算要求になるわけですが、それと同時に、この審議会でも並行して議論をしていただいで、これは農政改革という切り口でございますが、もう少し総合的な面から検討していただいた上で、来年の3月に新しい基本計画ということで結実したいと思っております。

また、シミュレーションにつきましては、大臣から、一時的なものにせよ早急に出すように指示を受けております。今月中、できればもっと早い段階に出すように指示を受けておりますので、そのようにしていきたいと思っております。

それから、何人か所得の問題についてご指摘がありました。確かに平成2年、6兆1,000億円だった農業純生産といえますか農業総所得、15年後には3兆4,000億円、半減していると、今まで何をしてきたのかと。確かにこの平成4年の新政策、それからウルグアイラウンド対策、それから米の何回にもわたる政策改革、それから新基本法の制定、基本計画に基づく政策の推進、それぞれ努力はしているわけですが、このあれに歯どめがかからなかった。従いまして、この別紙にあるわけですが、品目別に販売単価の向上、販売量の拡大、コストの縮減、このマトリックスを埋めることによって、何とかこれを反転させ、産業としての持続力を回復する。

そのためには、この1ページ目の下の方にありますが、必要性とその目的、現在の枠組みで持続可能性の喪失の危機から脱却し得るのかどうか。あるいは、金があっても物が買えないという時代、それが終わりを告げそうだと。あるいは、兼業機会の減少の中の農山漁村、そういうものに頼るのか、それを考えた場合、私どもはやはり相当の危機感を持って臨まなければいけないということを考えております。その意味で、一部自己批判的な文章も中に出てきたというふうにご理解いただきたいと思っております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、企画部会の方の今後のスケジュールにつきましても、事務局の方からお願いしたいと思います。

○政策課長 今後のスケジュールについてですが、冒頭に部会長からもご説明いただきましたように、今後は農業・農村に係る事項について、分野ごとにご議論いただく予定にしております。そこでの議論を踏まえまして、8月を目途に中間的な整理を行いたいと

考えております。本日、委員の皆様からいただきましたご意見につきましては、この中間的な整理に反映させるべく、作業を進めて参りたいと思っております。

以上です。

○鈴木部会長 そのようなスケジュールでよろしゅうございましょうか。

はい。

○古口委員 ちょっとお願いがあります。一つは、いつもこの三田共用会議所で会議をやるんですけども、私は果たしてそれがいいんだろうかと思っています。もっと地方で、現場でやってもいいんじゃないでしょうか。というのは、傍聴に来られる方も報道陣とか東京の皆さんで、実際農業をやっている方が傍聴に来ているのかどうか。これが1点。

もう1点なんですが、この中で今の時期に、くろかきの心配とか田植えの心配をしている方は、委員の中でごく少数です。ほとんどがひょっとしたら現場を知らないんじゃないか。つまり一時期の経済諮問会議と同じように、ネクタイを締めてクーラーをかけるところで会議をやって、地方の話をしているというような現状になりはしないか。私どもはもう少し、現場というものをこの委員会の中で見る機会を持ってもいいんじゃないか。2点目。

3点目なんですが、私は自分も首長として気になっているんですが、こういう審議会で審議委員さんをお願いします。私もこの審議委員として来るからには、それなりの覚悟を持ってお受けしました。しかし、この審議会にほとんど顔を見せない審議委員さん、私はこういう方は部会長名で除名してもいいと思います。失礼だと思います。私はそう思います。3点だけ申し上げます。

○鈴木部会長 どうも貴重なご指摘をいただきましたが、まず現場に出向いてというお話がございましたが、いかがでございましょうか。

じゃ、是非そういう方向でご検討いただくということで。

それから、常に出席されていない委員の方もおられますので、その点については、今のご指摘も踏まえてご検討させていただきたいと思います。

それでは、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

次回の企画部会につきましては5月下旬の予定で、また具体的な日程につきましては後日文書でご案内いたします。どうも、きょうも貴重なご意見、ありがとうございました。これで閉会いたします。

午後12時17分 閉会